

令和6年度 第1回花巻新渡戸記念館運営協議会

日 時：令和6年10月29日（火）午後1時30分

場 所：花巻新渡戸記念館 事務室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）令和5年度事業報告について

（2）令和6年度事業について

（3）令和7年度事業計画（案）について

4 そ の 他

5 閉 会

花巻新渡戸記念館運営協議会

【委員】 任期：令和6年7月1日～令和8年6月30日

職 名	氏 名	備考（所属団体等）
委 員	木 村 清 且	花巻市文化財保護審議会 副会長
委 員	葛 岡 貞 典	花巻史談会
委 員	佐々木 豊	一般社団法人 花巻観光協会 専務理事
委 員	多 田 アツ子	矢沢地域振興会
委 員	継 枝 イ ク	花巻市地域婦人団体協議会 事務局長
委 員	福盛田 弘	花巻芸術文化協会 副会長

（敬称略、五十音順）

議題1 令和5年度事業報告について

I 実施事業

1 展示事業（特別展、企画展）

（1）特別展Ⅰ「新渡戸稲造の著書Ⅱ」

- ① 開催期日 令和5年6月10日～9月24日（107日間）
- ② 入館者数 3,125人
- ③ 概 要

1911（明治44）年、稲造49歳の時、第1回日米交換教授としてアメリカ国内6つの大学で行った講演をまとめた1912（大正元）年発行の『日本国民』から、3年にわたって雑誌『婦人世界』に発表されたものをまとめた1919（大正8）年発行の『一人の女』までの8冊を紹介した。

（2）特別展Ⅱ「新渡戸稲造没後90年収蔵展」

- ① 開催期日 令和5年11月1日～11月23日（23日間）
- ② 入館者数 651人
- ③ 概 要

新渡戸稲造、没後90年。当館所蔵の新渡戸稲造の書と著書等を紹介した。

（3）花巻市内文化施設共同企画展「須美子工房～春を彩る貝雛の世界～」

- ① 開催期日 令和6年1月20日～2月18日（30日間）
- ② 入館者数 480人
- ③ 概 要

共同企画展は、平成22年度から「文化によるまちづくり」を推進する事業の一環として生涯学習部が中心となって、各文化施設が同一テーマにて先人・偉人を顕彰する事業を展開しているものである。

須美子工房の貝のお雛様は、日本古来の佳き風習を受け継ぎつつ、海と山の幸と日本文化をつなぎ、「未来への希望をつなぐ」ものとなることを願い、「愛海雛」と名付けられた。故・西村須美子さんが製作した貝雛と、夫の故・文夫さんの書と併せて、貝雛の世界を紹介した。

- ④ 共同企画展バスツアー 1月27日（土）開催
- ⑤ 参 考

- ・ 萬鉄五郎記念美術館「師岡和彦 早池峰山伏神楽 写真展」
- ・ 高村光太郎記念館「光太郎からの手紙」

（4）特別展Ⅲ「花巻の春～桃の節句」

- ① 開催期日 令和6年2月19日～4月11日（53日間）
- ② 入館者数 1,148人
- ③ 概 要

当館所蔵の花巻新渡戸家ゆかりの雛人形のほか、市内旧家に伝わる花巻人形や市民の方の手作り雛などを展示した。

2 教育・普及事業

(1) 移動研修「新渡戸ゆかりの地を訪ねるツアー」

- ① 開催期日 令和5年11月21日(火)
- ② 参加人数 20人
- ③ 訪問地 奥州市 後藤新平記念館、後藤新平旧宅
- ④ 概要

一般市民から参加者を公募し、当時に思いを馳せ新渡戸ゆかりの地を巡った。

(2) 開館記念行事「新渡戸フェスティバル」

- ① 開催期日 令和5年10月14日(土)
- ② 参加人数 489人
- ③ 概要
 - ・ 開館記念行事として当日は無料開放。
 - ・ 安野地域で伝承されている神楽と園児の神楽と和太鼓の公演を行った。
 - ・ めんこいテレビプロデューサー：工藤哲人氏講演会を開催した。
 - ・ お茶会も開催。

(3) 研修・講演会等(館長対応分)

- ① ニトベ・フレンズセミナーで「新渡戸稲造と花巻」講演
(令和5年6月2日：プラザおでって)
- ② 岩手県公立学校退職校長会花巻地区研修会で「新渡戸稲造の魅力」講演
(令和5年7月14日：館内)
- ③ シニア大学ポラン学部で「新渡戸稲造と佐藤昌介」講演(令和5年8月25日：まなび学園)
- ④ ふれあい出前講座(NTT花巻電友会・退職者の会)で「太平洋の橋セミナー～郷土の偉人を知ろう～」講演(令和6年1月22日：渡り温泉)
- ⑤ 修学旅行・学習活動等で講話(苫小牧市立沼ノ端(北海道)・普連土学園(東京都)中学校、市民憲章推進協議会東北ブロック研修会、十和田市民花巻市探訪ツアー：館内)

II 入館者状況等

1 入館者数

(1) 入館者数の推移

(単位：人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R 1	934	1,389	1,354	1,004	1,752	1,187	1,536	974	386	516	505	22	11,559
R 2	0	0	177	479	571	749	918	971	299	165	374	653	5,356
R 3	387	370	240	299	267	219	637	1069	418	215	330	603	5,054
R 4	431	633	664	490	829	690	1,067	723	253	281	382	831	7,274
R 5	607	900	806	850	1,006	803	1,452	758	244	374	592	641	9,033

※新型コロナウイルス感染症対策のため、令和1年度は3/2～3/31まで、令和2年度は4/1～5/31まで、令和3年度は8/14～9/24まで休館。

また、電気設備工事に伴う停電のため、令和3年度は10/20、令和4年度は9/27に臨時休館。

(2) 入館者数の内訳

年度	個人	団体	共通券		免除者	計	前年比
			当館販売分	他館販売分			
R 1	3,394 人	405 人	1,368 人	4,064 人	2,328 人	11,559 人	90.2%
R 2	2,113 人	58 人	525 人	1,651 人	1,009 人	5,356 人	46.3%
R 3	1,320 人	78 人	452 人	1,534 人	1,670 人	5,054 人	94.4%
R 4	1,975 人	20 人	815 人	2,840 人	1,624 人	7,274 人	143.9%
R 5	2,467 人	230 人	1,062 人	3,607 人	1,667 人	9,033 人	124.2%

(3) 入館券引換券（観光クーポン券）による入館者について

旅行業法に定める「旅行業」「旅行業者代理業」で市と契約を締結した業者について、観光クーポン券等（入館券引換券）を用いて入館し、料金をまとめて後納することができるもの。

この方法による場合、業者に入館料金の 10% を手数料として支払う。

① 実施時期 平成 28 年 8 月から

② 実施施設

花巻新渡戸記念館、宮沢賢治記念館、宮沢賢治童話村、花巻市博物館、萬鉄五郎記念美術館、高村光太郎記念館、花巻市総合文化財センター、大迫郷土文化保存伝習館、南部杜氏伝承館、石鳥谷歴史民俗資料館、石鳥谷農業伝承館

③ 契約業者

一般社団法人花巻観光協会、(株)十和田電鉄観光社（青森県十和田市）、宮交観光サービス(株)（仙台市）、(株)関東バス旅行社（宇都宮市）、弘南観光開発(株)（弘前市）、(株)ジェイティービー（東京都品川区）、(株)東日トラベル（仙台市）、東武トップツアーズ(株)（東京都墨田区）、(株)エイチ・アイ・エス（東京都新宿区）、(株)日本旅行（東京都中央区）、(株)ジャルパック（東京都品川区）
※ (株)ジャルパックの契約施設は、宮沢賢治記念館・宮沢賢治童話村のみ。

④ 観光クーポン券の年度別利用者数

業者名	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
一般社団法人花巻観光協会	964 人	285 人	70 人	138 人	302 人
宮交観光サービス(株)	12 人	人	人	人	人
(株)ジェイティービー	42 人	72 人	人	30 人	129 人
(株)日本旅行	人	人	17 人	人	人
合 計	1,018 人	357 人	87 人	168 人	431 人

(4) キャッシュレス決済による入館について

① 開始時期 令和 2 年 6 月から

② 決済の種類 PayPay

③ 当館では、令和 3 年度までの利用実績はなく、令和 4 年度の利用者数は 23 人、令和 5 年度の利用者数は 13 人。（参考：令和 6 年度も利用者数は少ないが、9 月末時点で 7 人の利用。）

④ 決済システムの利用率 1.5%（市が負担）

⑤ 実施施設

花巻新渡戸記念館、宮沢賢治記念館、宮沢賢治童話村、花巻市博物館、萬鉄五郎記念美術館、

高村光太郎記念館、花巻市総合文化財センター、鉛温泉スキー場

(5) アンケート・来館者の声（設置ノートへの自由記載）

新型コロナウイルス感染症対策のため、実施せず。

2 決算の概要等

(1) 歳入 (単位：円)

収入項目	収入金額	備 考
行政財産使用料	875	駐車場の清涼飲料水自動販売機設置分使用料
入 館 料	1,459,950	入館者 9,033 人のうち、免除者 1,667 人、他館購入者 3,607 人を除く 3,759 人分
図録・書籍販売収入	115,500	購入冊数：142 冊

(2) 歳出の概要等 (単位：円)

支出項目	一般行政経費			主要経費	合 計
	管理運営費	人件費	維持保全経費	企画展示事業費	
報 酬	0	1,810,165	0	0	1,810,165
職員手当等	0	74,378	0	0	74,378
報 償 費	0	0	0	94,948	94,948
旅 費	12,920	14,600	0	0	27,520
需 用 費	4,740,078	0	131,560	555,798	5,427,436
役 務 費	327,456	0	0	72,700	400,156
委 託 料	14,038,895	0	3,408,900	615,780	18,063,575
使用料及び 賃 借 料	311,865	0	0	0	311,865
備品購入費	57,200	0	0	0	57,200
合 計	19,488,414	1,899,143	3,540,460	1,339,226	26,267,243

① 維持保全経費 計画修繕

- ・ 東面ポーチ（非常口階段）修繕 1,848,000 円
- ・ 駐車場区画線（引き直し）修繕 207,900 円
- ・ 井戸ポンプ操作盤（交換）修繕 825,000 円
- ・ プルボックス等外部盤及びハンドホール緑塊修繕 528,000 円

議題2 令和6年度事業について

1 基本方針

多くの市民に花巻地域の歴史や文化に触れていただき郷土に対する愛着や誇りを醸成するため、花巻地域の開発に貢献した新渡戸氏の顕彰と新渡戸家に関わりのあった先人達の業績を紹介します。

併せて、父祖から受け継がれた資質が結実し、世界平和を希求した国際人・新渡戸稲造の足跡を辿り、花巻の文化資源の再認識に努めます。さらに、地域に根差した記念館を目指し、住民参加型の事業展開を目指します。

2 展示事業

期 間 等	事 業 名	内 容
令和6年 6月15日 ～9月29日	[特別展Ⅰ] 「新渡戸稲造の著書Ⅲ」	新渡戸稲造の著書を紹介する。 期間中入館者数 2,847人
令和6年 11月18日 ～12月6日	[特別展Ⅱ] 「島善鄰没後60年収蔵展」	当館に所蔵されている島善鄰の関係資料を紹介する。
令和6年12月7日 ～ 令和7年1月26日	[共同企画展] 「リンゴ博士 島善鄰」	「りんごの恩人」「りんごの神様」と称される島善鄰を紹介する。
令和7年 2月11日 ～3月31日	[特別展Ⅲ] 「雛人形展」	当館所蔵の雛人形のほか、市内旧家に伝わる花巻人形などを一堂に会して展示し、一足早く春の息吹を来館者に感じていただく。

3 教育・普及事業

期 間 等	事 業 名	内 容
令和6年 10月19日	開館記念行事 「新渡戸フェスティバル」	・地域に根差した記念館として、再認識していただけるように無料開放日とする。 ・安野地域で伝承されている神楽、こども園園児による神楽(しながく)と和太鼓の公演を行う。 ・生涯学習事業の一環として講演会を開催する。 演 題 「後藤新平の生涯」 講 師 佐藤 彰博 氏 (後藤新平記念館 館長) ・地元の協力を得てお茶会を開催する。
令和6年 11月29日	移動研修	市広報により参加者を公募し、新渡戸氏ゆかりの地を訪ねる。訪問先：原敬記念館。
通 年	出前講座	各学校のほか、市内外の各種団体の要望に応じて講座・講演等を行う。

4 その他の事業

期 間 等	事 業 名	内 容
通 年	新渡戸記念館「友の会」会員募集の推進	市民に当記念館の存在と、花巻と新渡戸氏の関わりを広く周知させることを目的として、友の会の会員を募集する。(R 6.10.1 現在の会員数 37 名)

5 令和6年度 入館利用者数の目標について

入館利用者数の目標値 11,000 人

6 アンケートについて 令和6年4月15日から再開

7 令和6年度 予算の概要等

開館から30年以上経過し、施設及び設備関係の老朽化がいたるところで進んでいることから、来館者へのサービスが低下しないように記念館の管理運営に努める。

(1) 歳入

(単位：円)

収入項目	収入金額	備 考
行政財産使用料	1,000	駐車場の清涼飲料水自動販売機設置分使用料
入 館 料	2,280,000	
図録・書籍販売収入	85,000	

(2) 歳出の概要等

(単位：円)

支出項目	一般行政経費			主要経費	合 計
	管理運営費	人件費	維持保全経費	企画展示事業費	
報 酬	0	2,004,000	0	0	2,004,000
職員手当等	0	76,000	0	0	76,000
報 償 費	24,000	0	0	100,000	124,000
旅 費	75,000	98,000	0	0	173,000
需 用 費	5,654,000	0	180,000	556,000	6,390,000
役 務 費	444,000	0	0	95,000	539,000
委 託 料	15,663,000	0	1,166,000	624,000	17,453,000
使用料及び賃借料	312,000	0	0	0	312,000
備品購入費	58,000	0	0	0	58,000
合 計	22,230,000	2,178,000	1,346,000	1,375,000	27,129,000

① 維持保全経費 計画修繕

- ・ 照明器具 LED 化業務 1,166,000 円 (R 6.8.6 契約済。契約金額：1,100,000 円)

議題3 令和7年度事業計画（案）について

1 展示事業

期 間 等	事 業 名	内 容
令和7年 6月15日 ～9月29日	[特別展Ⅰ] 「新渡戸稲造と後藤新平」	稲造と新平について紹介する。
令和7年 11月1日 ～11月24日	[特別展Ⅱ] 「収蔵展」	収蔵資料の中から、書画を紹介する。
令和7年12月上旬 ～ 令和8年1月下旬	[共同企画展] 「新渡戸維民 没後180年」	稲造の曾祖父・維民を紹介する。
令和8年 2月11日 ～4月3日	[特別展Ⅲ] 「雛人形展」	当館所蔵の雛人形のほか、市内旧家に伝わる花巻人形などを一堂に会して展示し、一足早く春の息吹を来館者に感じていただく。

2 教育・普及事業

期 間 等	事 業 名	内 容
令和7年10月	開館記念行事 「新渡戸フェスティバル」	・無料開放日。 ・安野地域で伝承されている神楽、こども園園児による神楽(しながく)と和太鼓の公演。 ・講演会の開催。 ・地元団体のお茶会の開催。
令和7年11月	移動研修	市広報により参加者を公募し、新渡戸氏ゆかりの地を訪ねる。訪問先：未定。
通 年	出前講座	各学校のほか、市内外の各種団体の要望に応じて講座・講演等を行う。

3 その他の事業

期 間 等	事 業 名	内 容
通 年	新渡戸記念館「友の会」会員募集の推進	市民に当記念館の存在と、花巻と新渡戸氏の関わりを広く周知させることを目的として、友の会の会員を募集する。

4 管理運営について

開館から30年以上経過し、施設及び設備関係の老朽化が進んでいることから、令和7年度以降も計画的な修繕を実施し、来館者への快適性・安全性を確保するように記念館の管理運営に努める。

花巻新渡戸記念館条例

（設置）

第1条 新渡戸氏及び新田開発等に関する資料（以下「資料」という。）の収集、保存、展示等を行い、文化の向上に資するため、花巻新渡戸記念館（以下「記念館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
花巻新渡戸記念館	花巻市高松第9地割21番地

（事業）

第3条 記念館は、次の事業を行う。

- （1） 資料を収集し、保存し、展示すること。
- （2） 資料の利用に関し必要な説明、指導及び助言を行うこと。
- （3） 資料に関する調査研究を行うこと。
- （4） その他記念館設置の目的を達成するために必要なこと。

（休館日）

第4条 記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

- （1） 月曜日（休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日）
- （2） 12月28日から翌年1月3日まで

（開館時間）

第5条 記念館の開館時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（入館料）

第6条 記念館に入館しようとする者は、別表に定める入館料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、入館した後において市長が定める期日までに納付することができる。

（入館料の減免）

第7条 市長は、公益上必要と認めるときは、前条の入館料の全部又は一部を免除することができる。

（入館料の不還付）

第8条 既納の入館料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（資料の特別利用）

第9条 記念館において資料の貸出し、撮影、模写等特別の利用をしようとする者は、花巻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

（行為の禁止）

第10条 記念館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 記念館、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- （2） 静粛を害し、他人に迷惑をかけること。

- (3) 指定された場所以外の場所で喫煙し、又は飲食すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) その他記念館の管理上支障がある行為をすること。

2 教育委員会は、前項の行為を行った者に対し、退去を命ずることができる。

(運営協議会)

第11条 記念館の運営に関し必要な事項を協議するため、記念館に花巻新渡戸記念館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、教育委員会が任命する。

3 協議会の委員の定数は10人以内とし、任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の花巻新渡戸記念館条例（平成3年花巻市条例第16号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった入館料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成28年3月4日条例第10号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

1 単独入館料

区分	入館料	
	個人	20人以上の団体(1人につき)
小学校児童及び中学校・高等学校生徒	150円	100円
一般	300円	250円

2 共通入館料

対象施設	区分	入館料(1人につき)
花巻新渡戸記念館	小学校児童及び 中学校生徒	2館共通 200円
		3館共通 300円
		4館共通 400円
宮沢賢治記念館	高等学校生徒及び 学生	2館共通 350円
		3館共通 550円
		4館共通 650円
宮沢賢治童話村賢治の学校	一般	2館共通 550円
		3館共通 800円
		4館共通 1,000円
花巻市博物館		

花巻新渡戸記念館管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、花巻新渡戸記念館条例（平成18年花巻市条例第250号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、花巻新渡戸記念館（以下「記念館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館の手続)

第2条 記念館に入館しようとする者は、入館前に条例第6条に規定する入館料を納付し、花巻新渡戸記念館入館券（様式第1号）の交付を受けなければならない。

2 条例第6条のただし書きの規定により入館後の入館料の納付ができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）に規定する登録を受けて旅行業を営む旅行者又は旅行代理業者が、市と観光券等の取扱いに関する契約を締結しているとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認める場合

(入館料の免除)

第3条 条例第7条の規定による入館料の全部の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 市（市の機関を含む。）が共催する事業のために入館しようとする場合
- (2) 旅行業又は旅行業代理業を営む者が主催する観光ガイドのための研修等市への誘客に資する研修のために入館しようとする場合
- (3) 市の公益に資する取材又は報道のために入館しようとする場合
- (4) 修学旅行その他の団体旅行のために入館しようとする者の引率者、当該旅行の旅客の運送を行う自動車等の運転手及び添乗する者が当該旅行及び当該旅行の下見を目的として入館しようとする場合
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する市内の学校又は専修学校の児童又は生徒及び引率する教職員等が教育課程における学習活動及び当該活動の下見を目的として入館しようとする場合
- (6) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（身体に障害のある15歳未満の者につき、同条第1項に規定する保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合にあっては、当該15歳未満の者）及びその介護人が入館しようとする場合
- (7) 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長から療育手帳（児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けた者及びその介護人が入館しようとする場合
- (8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護人が入館しようとする場合
- (9) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けた者及びその介護人が入館しようとする場合
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令に定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者及びその介護人が入館しようとする場合
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要と認める場合

2 条例第7条の規定による入館料の一部の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該免除の額は、入館料の5割の範囲内で市長が定める額とする。

(1) 市が後援する事業のために入館しようとする場合

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要と認める場合

3 前2項の規定により入館料の免除を受けようとする者は、あらかじめ、花巻新渡戸記念館入館料免除申請書(様式第2号。以下次項において「免除申請書」という。)を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、第1項第11号及び前項第2号の規定により免除を受けようとする場合であって市長が別に定める書面を提示するときにあつてはこの限りでない。

4 前項の規定にかかわらず、第1項第6号から第10号までの規定により免除を受けようとする場合にあつては、身体障害者手帳その他障害の程度が確認できるものの提示をもって、免除申請書を提出したものとみなす。

(入館料の還付)

第4条 条例第8条ただし書の規定による入館料の還付は、次の各号に定める理由に該当するものについて、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 災害その他入館料を納付した者の責めに帰すことのできない理由により観覧ができなくなったとき 全額

(2) その他市長が特別の理由があると認めるとき 全額又は100分の50

2 前項の規定により入館料の還付を受けようとする者は、花巻新渡戸記念館入館料還付申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(資料の特別利用許可の申請等)

第5条 条例第9条の規定により許可を受けようとする者は、記念館資料貸出許可(変更)申請書(様式第4号)又は記念館資料特別利用許可(変更)申請書(様式第5号)を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の規定による申請を適当と認め、利用を許可するときは、記念館資料貸出(変更)許可書(様式第6号)又は記念館資料特別利用(変更)許可書(様式第7号)を交付するものとする。

3 資料の貸出しを受けた者が当該資料を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに記念館資料汚損(損傷、亡失)報告書(様式第8号)を館長に提出し、その指示を受けなければならない。

(汚損等の届出)

第6条 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、速やかに館長に届け出なければならない。

(運営協議会の所掌)

第7条 条例第11条の規定による花巻新渡戸記念館運営協議会(以下「協議会」という。)は、館長の諮問に応じ、次に掲げる事項を協議する。

(1) 記念館運営の基本的方針及び計画策定に関すること。

(2) 資料展示の企画及び実施に関すること。

(3) その他記念館運営上重要と認められること。

(会長)

第8条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の花巻新渡戸記念館規則(平成3年花巻市規則第20号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年10月10日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月25日教委規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

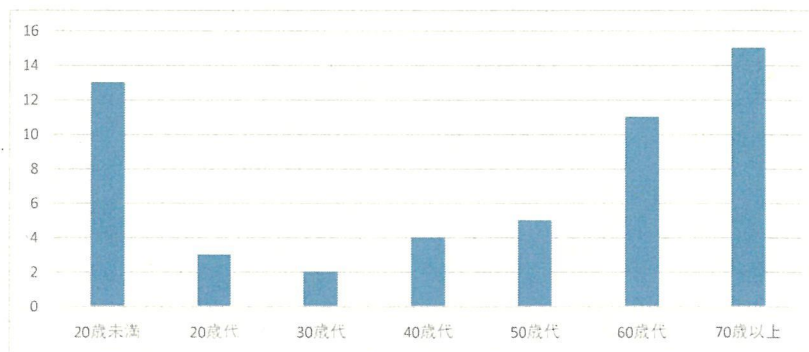
参考資料

来館者アンケート集計結果

- ◆ 期 間 令和6年4月15日～令和6年10月20日
- ◆ 方 法 ホール（事務室横）へアンケート用紙と回収箱を設置し、自由に記載していただいている。
- ◆ 回答総数 51人 ※ 令和6年10月20日時点入館者数 5,841人

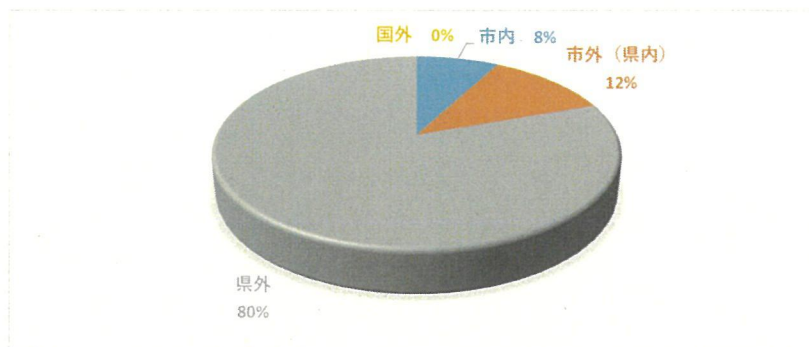
問1 年代

項 目	回答
20歳未満	13
20歳代	3
30歳代	2
40歳代	4
50歳代	5
60歳代	11
70歳以上	15
計	53



問2 住まい

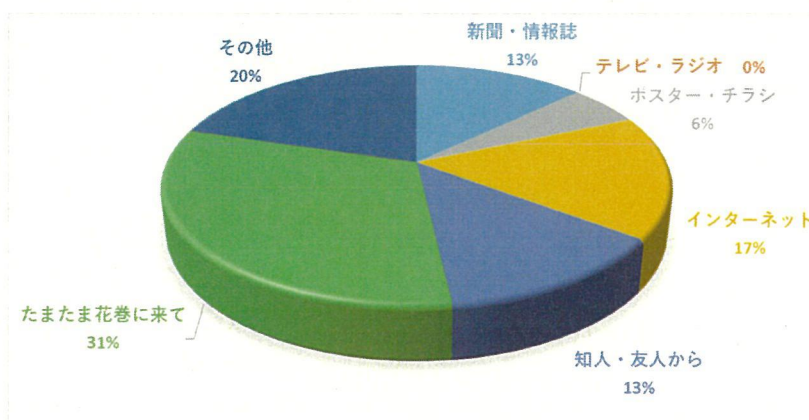
項 目	回答
市内	4
市外（県内）	6
県外	41
国外	0
計	51



参考資料

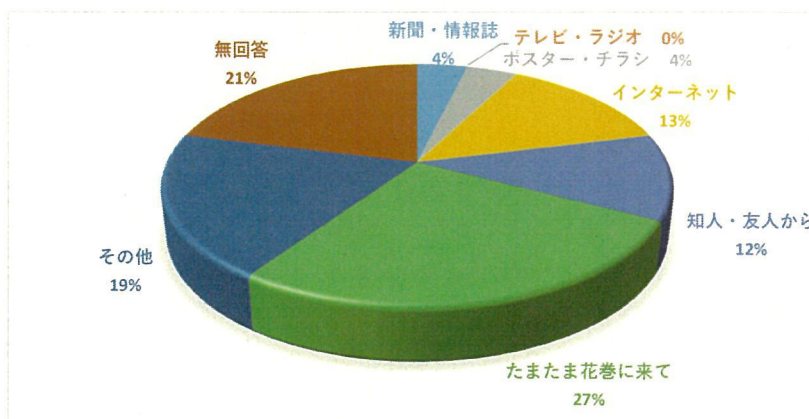
問3 当館を何で知りましたか

項 目	回答
新聞・情報誌	7
テレビ・ラジオ	0
ポスター・チラシ	3
インターネット	9
知人・友人から	7
たまたま花巻に来て	17
その他	11
計	54



問4 企画展・特別展を何で知りましたか

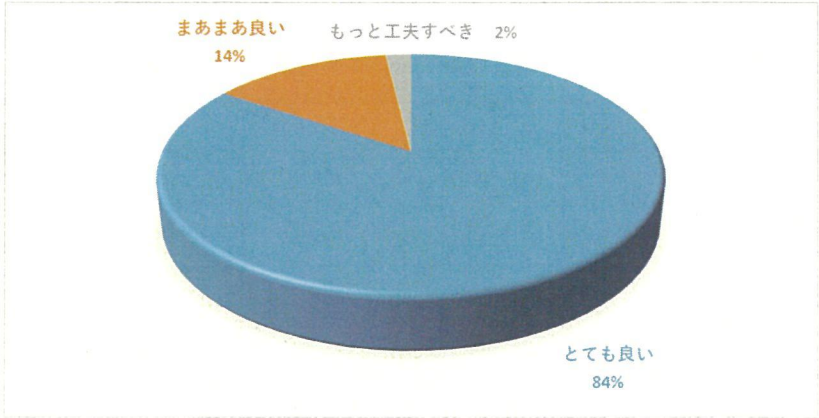
項 目	回答
新聞・情報誌	2
テレビ・ラジオ	0
ポスター・チラシ	2
インターネット	7
知人・友人から	6
たまたま花巻に来て	14
その他	10
無回答	11
計	52



参考資料

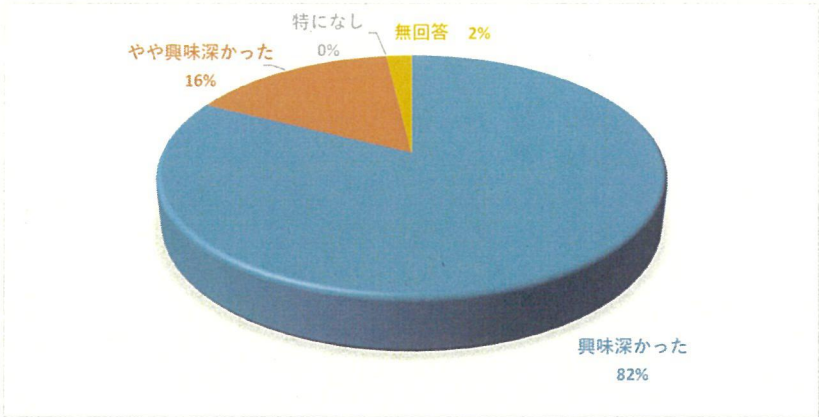
問5 当館の展示内容はいかがでしたか

項 目	回答
とても良い	43
まあまあ良い	7
もっと工夫すべき	1
計	51



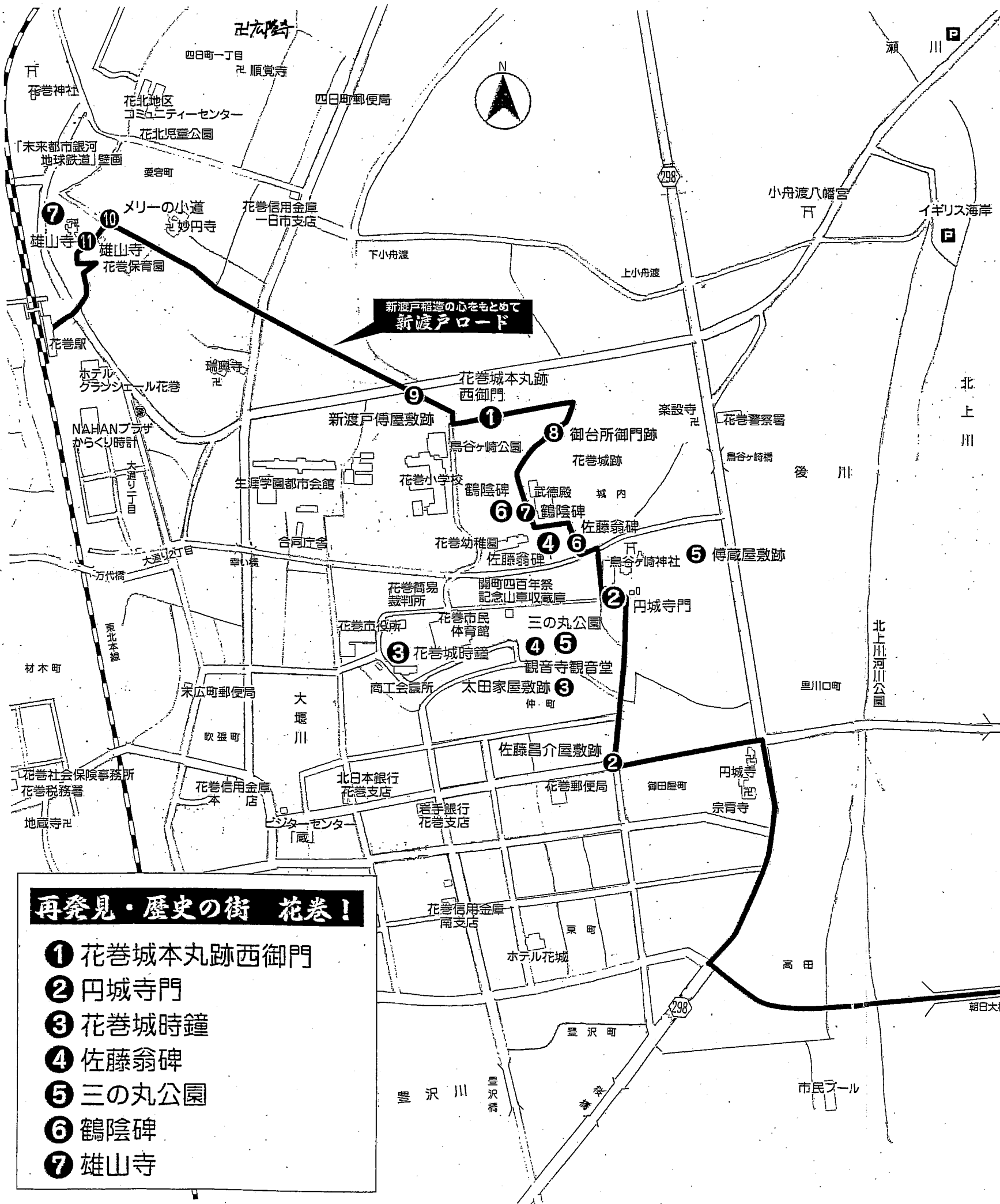
問6 花巻市の歴史・先人・先達についてはいかがでしたか

項 目	回答
興味深かった	42
やや興味深かった	8
特になし	0
無回答	1
計	51



問7 今後へ向けての意見・希望

No.	年代	お住まい	意見・希望等
1	20歳未満	青森県	おもしろかった。
2		市内	これからもがんばってください。
3	20歳代	山形県	新渡戸稲造について、これまで詳しくは知る機会がなく、偶然にもこの施設を知れて訪れました。 書籍、要約本などあれば、ぜひ読んでみたいです。
4		神奈川県	『武士道』すごく読みたくなったので、数冊置いて販売してもいいのではと思いました。 今日一日ですごく詳しくなれました。ありがとうございました。
5		東京都	普連土学園、東京女子大を卒業した者です。教育者としての姿にフォーカスした展示も見たいです。
6	30歳代	秋田県	5,000円札の人というイメージしかなかったが、先祖様も凄い人が多いと知れて大変良かったです。
7	40歳代	千葉県	来て良かったです。素晴らしい日本人がいたのですね。
8		秋田県	新渡戸氏に対してとても勉強になったので、もっと広くここが知られるといいな、と感じました。
9	50歳代	兵庫県	わかりやすく声をかけていただきありがとうございました。 ビデオでよくわかりました。
10		宮城県	連休を利用して初めて来館できました。展示がとてもわかりやすく、とても良かったです。ありがとうございました。
11		北上市	静かでわかりやすい展示でよかったです。
12		青森県	勉強になりました。
13	60歳代	山形県	来館出来て大変良かった。
14		千葉県	大変すばらしい展示で感銘を受けました。後日の勉強の為にも、館内展示物の撮影（写真）をお許しいただきたい。
15		宮城県	ひと通りのことは知っているつもりでしたが、今回のことで、父祖の頃からの当地とのつながりなど、より深く知ることができました。ジオラマや映像も見ごたえがある立派なものでした。ありがとうございました。
16	70歳以上	大阪府	もっと多くの人達に知ってもらってください。 有難うございました。
17		東京都	母方一関出身。もっと早く詳しく知りたかった。 母死亡より30年経過している。
18		東京都	新渡戸稲造のルーツが花巻なこと、そして花巻の歴史もよくわかりました。ありがとうございます。 写真撮影をOKにしてくれるのが、今、他館でも増えていると思います。SNSでも来館者増につながると思います。
19		千葉県	名前を知っていても、その功績、人生を知らなかったので、来て良かったです。
20		宮城県	来てよかった。新渡戸稲造がどういう人か判ったような気がした。
21		秋田県	ありがとうございました。
22		東京都	初めての見学であり、歴史上の人物でとても良いと思います。
23		静岡県	5,000円札と「武士道」以外、知る事が少なかったが、偉人の生涯を知れてよかった。「望み心に満つれば人老ゆることなし」はげみになります。
24		千葉県	もっとPRを！機会があればふるさと納税したい。



新渡戸稲造の心をもとめて
新渡戸ロード

再発見・歴史の街 花巻！

- 1 花巻城本丸跡西御門
- 2 円城寺門
- 3 花巻城時鐘
- 4 佐藤翁碑
- 5 三の丸公園
- 6 鶴陰碑
- 7 雄山寺

新渡戸ロード

① 花巻新渡戸家創建の地

新渡戸氏は桓武天皇の第五皇子の葛原親王に始まり、後に千葉城主となり、栃木県で新渡戸城主となりました。新渡戸氏第33代春治が南部家領内にきたのは、1598年(慶長3年)で、安野に居をかまえました。

新渡戸ロード

② 佐藤昌介屋敷跡

ここに北海道大学初代総長佐藤昌介が生まれ育った家がありました。新渡戸稲造は昌介の援助でドイツ留学をしています。また昌介・稲造の二人は同時に日本最初の農学博士になりました。

現在地

花巻新渡戸記念館

新渡戸ロード

③ 太田家屋敷跡

新渡戸稲造の叔父時敏が養子に入った太田家がこの辺りにありました。太田家は稲造の曾祖父傳蔵の母が生まれた家で戸田一心流剣術師範の名門です。後に稲造も18年間時敏の養子となりました。

新渡戸ロード

④ 観音寺観音堂

1815年(文化12年)南部藩の花巻城改革案の陳情願書の提出をめぐって、新渡戸維民(稲造の曾祖父)たちが70日間このお堂に籠もって議論を闘わせた。維民は言論者と誤解され1820年(文政3年)下北に左遷されました。

新渡戸ロード

⑤ 傳蔵屋敷跡

この辺りに、新渡戸稲造の曾祖父の傳蔵(維民)が住んでいた屋敷がありました。傳蔵は民司、平六などと呼ばれ、数信流兵法家として活躍しました。1820年(文政3年)から北郡川内に左遷され1826年(文政9年)には花巻に復帰しました。

新渡戸ロード

⑥ 佐藤翁碑

新渡戸稲造の恩人の佐藤昌介が、父昌蔵の一生の出来事を刻んだ碑で1922年(大正11年)6月に建てられました。昌蔵は花巻城御取次ぎや番御目付、明治時代には衆議院議員を勤めました。

新渡戸ロード

⑦ 鶴陰碑

この石碑は安永年間(1772~1781)から明治時代初めにかけて武芸や学問、書画、和歌などで活躍した花巻の人々194名の名前が刻まれており、新渡戸家・太田家・佐藤家先祖の名が見えます。

新渡戸ロード

⑧ 御台所御門跡

1600年(慶長5年)関ヶ原の戦いがあった頃、花巻城に伊達政宗の支援を受けた和賀勢が攻めてきました。花巻城の武士の主力は最上義光(山形)の救援に向っていたため、城代北松斎は残っていた武士や町民とともに戦いました。

新渡戸ロード

⑨ 新渡戸傳蔵屋敷跡

花巻城の改革に反対した新渡戸維民は誤解もあって1820年(文政3年)に北郡川内(青森県川内町)に移され、傳蔵(稲造の祖父)一家も川内へ左遷されました。1826年(文政9年)誤解がとけ花巻に戻り「一日市町坂ノ下」に住みました。その場所はこの付近と考えられます。

新渡戸ロード

⑩ メリーの小道

1933年(昭和8年)10月に逝去した新渡戸稲造追悼と考えられる新聞記事の中に、1891年(明治24年)2月、アメリカから帰国した稲造と万里(メリー)夫人が、花巻の叔父太田時敏を訪問したという記述が見られます。

新渡戸ロード

⑪ 雄山寺

新渡戸氏第33代春治の五輪塔と、花巻系新渡戸本家初代から6代までの墓や分家の墓のほか、太田家7代までの墓があります。